

串間市市木診療所電子カルテシステム賃貸借

公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

この実施要領は、串間市市木診療所における電子カルテシステム賃貸借業務委託業者を、公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものとする。

2. 業務概要

- (1) 業務名 串間市市木診療所電子カルテシステム賃貸借
- (2) 内 容 串間市市木診療所電子カルテシステム賃貸借仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 賃貸借期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

3. プロポーザルのスケジュール

項目	日程
公告	令和7年10月1日（水）
質問書提出期間	令和7年10月7日（火）午後5時まで
質問書への回答期限	令和7年10月14日（火）
参加表明書の提出期間	令和7年10月14日（火）午後5時まで
参加資格確認結果の通知	令和7年10月16日（木）
提案書の提出期間	令和7年10月27日（月）午後5時まで
選定	令和7年10月末から11月上旬予定
選定結果の通知・公表	令和7年11月上旬予定

4. 質疑応答等

質問がある場合においては、次のとおり質問書を提出すること。なお、質問書以外の方法による照会については回答しないこととする。

- (1) 提出期限 令和7年10月7日（火）午後5時まで
- (2) 提出方法 提出期限内に質問書（様式第7号）を電子メールにより提出すること。
- (3) 提出先 tikiryo@city.kushima.lg.jp
- (4) 回答方法 令和7年10月14日（火）までに、参加申込者全員に電子メールにて送付する。

5. 参加資格及び要件

本プロポーザルに参加することができる者は、次の掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

- (1) 串間市の令和6・7年度入札参加資格を有すること。

- (2) 経営内容等から、本業務の履行に支障がなく、履行するに相応しい能力を備えていること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定に基づく再生手続開始の申し立てが行われた者でないこと。ただし、入札参加資格再認定の手続きを行っている者を除く。
- (5) 民事執行法(昭和 54 年法律第 4 号)に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け支払いが不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全請求が常態となったと認められる者でないこと。
- (6) 国税、都道府県税及び市町村税に未納がないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（法人又は個人事業主にあつては、その構成員等を含む。）でないこと。
- (8) 電子カルテシステムについて、過去 5 年間に病院・診療所等へ導入した実績が複数あること。
- (9) 過去 5 年間に、他病院・診療所等の電子カルテシステム導入業務において、プロジェクト全体を統括する責任者として従事した経験を有する者を統括責任者として従事させることができること。

6. 参加資格要件の確認

本プロポーザルに参加を希望する者は、以下に定めるところにより、参加資格要件の確認に必要な書類を提出し、プロポーザル参加資格要件の確認を受けなければならない。

(1) 提出期限

令和 7 年 10 月 14 日（火）午後 5 時まで

(2) 提出場所

〒888-0001 宮崎県串間市大字西方9365番地8
串間市医療介護課 地域医療介護連携推進室

(3) 提出方法

持参又は郵送のいずれかにより提出するものとする。

(4) 提出書類

- ①様式第 1 号 プロポーザル参加表明書兼誓約書
- ②様式第 2 号 プロポーザル参加資格要件確認書
- ③様式第 3 号 会社概要及び業務実績
- ④財務諸表（直近の貸借対照表、損益計算書）
- ⑤納税証明書（市町村税及び国税の納税証明書）

7. 参加資格確認審査結果の通知

本プロポーザルに係る参加資格要件の確認結果については、参加資格要件確認書類を提出した者に対して、令和7年10月16日（木）までに通知する。

8. 提案書等の提出

提案書等の提出は、上記7に定める参加資格要件の確認を受けた者のみ提出することができる。なお、本プロポーザル参加を辞退する場合は、提案書提出期限までに辞退届（様式第8号）を提出すること。

（1）提出期限

令和7年10月27日（月）午後5時まで

（2）提出場所

上記6（2）と同様

（3）提出方法

持参又は郵送のいずれかにより提出するものとする。

（4）提出書類及び提出部数

串間市市木診療所電子カルテシステム賃貸借提案書等作成要領（以下「提案書等作成要領」という。）を参照すること。

（5）提案書等作成方法

提案書等作成要領を参照すること。

（6）提案書に関する質問

上記4 質疑応答等に定める方法による。

9. 選定方法

（1）選定を行う者

提出された書類は、串間市市木診療所電子カルテシステム賃貸借プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）が審査し選定する。

（2）提案者の失格事項等

①次のいずれかに該当する場合は失格とする。

（ア）参加資格要件を満たさない者

（イ）提案書等を期限までに提出しなかった者

（ウ）提案のプレゼンテーションを行わなかった者

（エ）選定委員会の委員又は事務局職員に対し、直接的または間接的に本公募に関し援助を求めた者又は不正な接触を行った者

②提出された提案書類等が次のいずれかに該当する場合は失格とすることがある。

（ア）本プロポーザルの実施に係る公告及び本実施要領に適合しない書類を作成し提出した者

(イ) 提案すべき事項の全部もしくは一部を提出せず、又は提出する書類に虚偽の記載をし、提出した者

(3) プレゼンテーションの実施

提案書について、プレゼンテーションを実施する。

プレゼンテーションは、原則として本業務を実際に行う予定の総括責任者又は主任担当者が行うものとし、参加できる人数は3名以内とする。プレゼンテーションは、串間市市木診療所において令和7年10月末から11月上旬に実施することを予定しているが、詳細な日時については別途通知する。

10. 選定結果の通知

選定委員会が、提出された提案書等及びプレゼンテーションの結果を審査し、最も優れた提案を行った者（以下「最優秀提案者」という。）と次点者を選定する。

選定結果は、プロポーザルに参加した全ての者に通知するとともに公表する。

なお、選定における評価基準については串間市市木診療所電子カルテシステム賃貸借選定プロポーザルに係る評価基準を参照すること。

11. 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

選定結果に基づき、最優秀提案者と本件について協議を行い、内容について合意の上、当該業務仕様書を作成し、その仕様書に基づく見積書を徴取して随意契約方式にて契約を締結する。ただし、その者が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれかに該当する場合又は契約締結の協議が整わない場合は、次点者と契約の協議を行う。

(2) 契約保証金

契約保証金（契約金額の10/100以上）を要する。

12. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 提案に係る書類作成及び提出に係る費用は、提案を行う者の負担とする。
- (3) 提出された書類は返還しない。
- (4) 提出された書類は、提出した者に無断で本件以外の用に使用しない。
- (5) 提出された書類の審査を行う場合は、必要な範囲においてプロポーザルに参加した者に通知することなく複製を作成することがある。
- (6) 参加資格要件確認書類、提案書等の受理後の差し替え及び追加・削除は認めない。

13. 別添資料

- (1) 串間市市木診療所電子カルテシステム賃貸借提案書等作成要領
- (2) 串間市市木診療所電子カルテシステム賃貸借選定プロポーザル評価基準

(3) 様式集

(4) 串間市市木診療所電子カルテシステム賃貸借仕様書

14. 本件担当

〒888-0001 宮崎県串間市大字西方9365番地8

串間市医療介護課 地域医療介護連携推進室 福島

TEL 0987-66-0148 FAX 0987-72-0310

課代表 TEL 0987-72-0333

Email tikiryo@city.kushima.lg.jp